

第 16 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和 8 年 6 月 18 日（木）

場 所 文化会館たづくり 1001 学習室

開会時間 午後 3 時

出席委員

1 番委員	吉 井 美華子	2 番委員	石 坂 弘
3 番委員	隠 田 義 和	4 番委員	斉 藤 秀 樹
5 番委員	田 中 克 政	6 番委員	榎 本 弘 行
7 番委員	箕 輪 勝 弘	8 番委員	荻 本 末 子
10 番委員	富 澤 弘 光	11 番委員	中 村 佳 之
12 番委員	倉 田 道 夫	13 番委員	山 内 亜樹子
14 番委員	高 橋 安 孝	15 番委員	原 光 成
16 番委員	小 林 卓 哉	17 番委員	荒 井 啓 子
18 番委員	粕 谷 弘 久	19 番委員	榎 本 広 富
20 番委員	杉 本 富美男		

欠席委員

9 番委員 鈴 木 晴 夫

事 務 局

局長	元木勇治	次長	姫野拓治
書記	谷合広美	書記	和田知子

○元木事務局長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第16回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ19人の御出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることを御報告します。

なお、9番議席の鈴木委員は、本日都合により欠席する旨の御連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を隠田会長、よろしくお願いします。

○議長（隠田会長）　それでは、皆さん、こんにちは。本日もお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、先日の農地パトロール、大変お疲れさまでした。本日は、総会終了後に、農地パトロールの結果報告等、よろしくお願いいたします。

それでは、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。本日の議事録署名委員には、13番議席の山内委員、14番議席の高橋委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。会期の日程は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

ありがとうございます。御異議なしと認め、そのように決定いたします。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。報告第12号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第13号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、報告第14号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、以上を事務局から説明いたします。

○姫野事務局次長　それでは、報告第12号のほうから御説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、御説明いたします。相続時など農地制度によらない農地の権利移動につきましては、農業委員会にその権利移動を報告する義務がございます。今回、相続による所有権の移転の届出がございました。

番号1を御覧いただければと思います。土地の所在は深大寺東町1丁目●番●、面積は合計で758平方メートルであります。申請人は●●●●氏であり、事由は相続による所有

権変更であります。4月28日に届出を受けまして、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、5月1日に受理通知書を交付しております。

続きまして、番号2を御覧ください。土地の所在は深大寺北町2丁目●番●外4筆です。面積は合計で3,064平方メートルであります。申請人は●●●●氏であり、事由は相続による所有権変更であります。5月1日に届出を受けまして、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、5月11日に受理通知書を交付しております。

それでは、ページをおめくりいただければと思います。報告第13号を御覧ください。「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、御説明いたします。農地法第4条は、土地の所有権の移転を行わずに農地に専用住宅や共同住宅、駐車場などを建設し、宅地や雑種地の地目に転用する場合に農業委員会に届出をするものであります。

番号1を御覧ください。土地の所在は国領町2丁目●番●、面積は209平方メートルであります。申請人は●●●●氏であり、事由は共同住宅の建設であります。5月1日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、5月22日に受理を交付しております。

この土地に関しましては、調布警察署の西側の京王線沿いにある土地でございまして、以前は生産緑地でしたが、令和7年11月に買取り申出がなされ、令和8年2月に行為制限の解除となっております。共同住宅の建設が計画されておりました。地目の変更をするものであります。小林委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

続きまして、番号2を御覧ください。土地の所在は国領町2丁目●番●、面積は270平方メートルであります。申請人は、番号1と同様、●●●●氏であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。

この土地は、番号1の土地から令和8年4月に分筆で生まれた土地であり、以前は生産緑地でしたが、令和7年11月に買取り申出がなされ、令和8年2月に行為制限の解除となっております。今般、戸建て住宅建設が計画され、地目の変更をするものであります。小林委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、5月1日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、5月22日に受理通知書を交付しております。

続きまして、番号3を御覧ください。土地の所在は深大寺東町5丁目●番●外2筆です。面積は合計で412平方メートルであります。申請人は●●●●氏であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。

この土地は、北ノ台小学校と健康センター梅の湯に挟まれた場所であります。今般、戸建て住宅建設が計画され、地目の変更をするものであります。杉本委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、5月1日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、5月12日に受理通知書を交付しております。

続きまして、番号4を御覧ください。土地の所在は多摩川3丁目●番●外2筆、面積は合計で685平方メートルであります。申請人は●●●●氏であり、転用目的は共同住宅の建設であります。

この土地は、多摩川小学校の北側に位置し、鶴川街道と新稲荷橋の交差する場所にある土地であり、生産緑地ではありませんでしたが、今般、共同住宅建設が計画され、地目の変更をするものであります。石坂委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、5月20日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、5月28日に受理通知書を交付しております。

次のページをお願いいたします。報告第14号を御覧ください。「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」であります。農地法第5条は、土地の権利の移動や借地権の設定を行い、農地に戸建て住宅や共同住宅、駐車場などを建設し、地目を宅地や雑種地に転用する場合に農業委員会に届出をするものであります。

番号1を御覧ください。土地の所在は多摩川1丁目●番●、面積は538平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は大和ハウス工業株式会社であり、転用目的は賃貸住宅建築であります。

この土地は、第五中学校の東側にある土地であり、生産緑地ではありませんでしたが、今般、所有権移転を伴う賃貸住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。石坂委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、4月27日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、5月19日に受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は多摩川1丁目●番●外1筆、面積は合計で1,229平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は大和ハウス工業株式会社であり、転用目的は賃貸住宅建築であります。

この土地は、番号1の隣接地で、第五中学校の東側にある土地であり、生産緑地ではあ

りませんでした。今般、所有権移転を伴う賃貸住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。石坂委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、4月27日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、5月19日に受理通知書を交付しております。

以上で専決処分 の報告についての説明を終わります。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

特に御意見、御質問等もないようですので、報告の3件について承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

ありがとうございます。御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4の報告事項を議題といたします。ア、令和8年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、イ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証明）について、ウ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）について、エ、生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明について、オ、農業委員会等に関する法律第38条に基づく意見書について、以上5件を事務局より説明いたします。

○姫野事務局次長 それでは、御説明させていただきます。次のページをお願いいたします。まず、報告事項アの御説明をいたします。報告事項ア、令和8年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況についてです。

最初の表、今回総会での審議状況を御覧ください。農地法第3条の許可申請はありませんでした。農地法第3条の3の届出が2件、面積3,822平方メートルになります。農地法第18条及びその他のものはありませんでした。

その下の表は、農地転用したものの表になります。農地法第4条は4件、1,576平方メートルでした。農地法第5条が2件、1,767平方メートルになります。

一番下の表は、真ん中の表、令和8年度農業委員会審議状況について(2)の転用後の用途になります。農地法第4条は、専用住宅3件、共同住宅・貸家2件、駐車場1件という届出状況になっております。農地法第5条は、共同住宅・貸家2件、その他が1件という

届出状況になっており、合計は、表の右側、合計欄で9件、5,513.33平方メートルとなります。

次のページをお願いいたします。資料、報告事項イを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証明）についてであります。これは、農地の相続人が農業経営を継続する場合、一定の要件の下で農地等の相続税額が猶予される制度です。農業委員会が対象農地の状況把握を行うことで成り立っています。この制度の適用を受けるためには、適用を受ける農地、被相続人、相続人のそれぞれの要件を満たす必要があります。適用期限は終生で、相続税が免除になる期限までは農業経営を継続して行うことになります。農業委員会が農業経営を行えるものと判断した場合にこの証明書が交付されます。

番号1について御説明いたします。土地の所在は深大寺東町1丁目●番●、面積は758平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。杉本委員が現地確認をしております。

なお、申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いいたします。資料、報告事項ウを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）についてであります。この証明は、3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために税務署に提出するものです。農地が適正に管理されていないなど、農業委員会でこの証明の交付がされない場合、納税猶予制度の適用を継続して受けることができませんので、納税猶予期限が確定し、相続税を遡って支払うことになります。

番号1について御説明いたします。土地の所在は深大寺南町2丁目●番●外1筆、面積は合計で904.30平方メートルです。相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。富澤委員が現地確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は柴崎1丁目●番●外14筆、面積は合計で7,144.81平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●●氏です。隠田会長が現地確認をしております。

なお、番号1から2につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いいたします。資料、報告事項エを御覧ください。生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明についてであります。生産緑地は、指定から30年経

過した場合、または当該生産緑地において中心的な働き手であった者が死亡した場合や、農業に従事することが不可能となった場合に解除することができます。このたび、生産緑地を解除するための主たる従事者の証明の交付申請がありました。

番号1について御説明いたします。土地の所在は深大寺北町7丁目●番●外8筆、面積は合計で2,644.68平方メートル、主たる従事者の証明を受ける者は●●●氏です。高橋委員が現地確認をしております。

なお、申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いいたします。資料、報告事項オを御覧ください。なお、このオについて、一部、軽微な文言修正がありましたので、机上の皆さんから見て左手のところに修正版を配付しておりますので、そちらも御覧いただければと思います。お願いいたします。

本紙は、農業委員会から調布市長への意見書の文案となっております。

ここまでの経過を一旦おさらいさせていただきます。5月14日の農業委員会総会終了後に、事務局にて、都市農政に関する3市における要望書の提出及び今後の対応につきまして、農業委員の皆様にご報告をいたしました。その後、5月26日には、調布市、三鷹市、武蔵野市の農業委員会会長で協議が行われ、相続税納税猶予制度見直しの実現に向けて、引き続き国に対し働きかけしていくよう、市長に意見書を提出することで一致いたしました。また、当日は、意見書の文案につきましても3市の会長にて協議が行われ、一致しております。

なお、委員の皆様には、事前にメールにて御意見、御質問がないか確認させていただいたところ、御意見等は特にございませんでしたことを御報告いたします。

以上で報告事項アからオにつきましての説明を終わります。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたことについて、まずはアからエの4件について何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

特に御質問はないようですので、それでは、報告事項オについて、事前に農業委員会の皆様におかれましてはメール等でお流しした調布市長宛ての意見書の提出について、この文案で提出したいと考えておりますけれども、この場で何か御意見等ありましたらお願いいたします。

補足してお話しさせていただくと、3市長が農水大臣と財務省の副大臣に意見提出をした後、9都県市の各首長さんからも同じような意見書が出されております。農水大臣のほ

うも少し乗り気になっておりますし、あと、片山財務大臣に6月12日に、狛江の農業会議の会長及び東京都農業会議の会長等で財務省にも納税猶予の拡大のお願いをして、ある程度の感触はあったと聞いております。

ここで改めて、調布市、三鷹市、武蔵野市、各3市とも市長に向けてもう一度プッシュをしたいと考えて、今回の意見書の提出を改めて行うということになりましたので、皆様の御意見をお聞かせ願うとともに、農協の支部回覧で今月初めに、意見がある方ということでお出しをして、その結果、L o G o フォーム等でも数件来ておりますけれども、おおむね特段の御意見はなかったように聞いております。この場で皆さんの御意見を改めて伺いして、その結果で、このままいってよろしければ、市長のほうに提出したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。大丈夫ですか。

（「なし」との声あり）

では、この文案で進めさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、報告5件を承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

ありがとうございます。御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、その他報告及び連絡事項について、事務局から説明いたします。

○姫野事務局次長 それでは、事務局から御説明させていただきます。

まず、机上に配付させていただいております、その他報告事項(1)と書かれた書類を御覧いただければと思います。令和7年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価についてでございます。

本日机上配付させていただきました追加報告のA4、1枚物で、用紙右上に別紙様式4と書かれた資料を御覧いただければと思います。

点検・評価の前に、まず最適化活動について御説明いたします。最適化活動とは、農地の貸手と借手の意向把握、意向を踏まえた農地のあっせん、農地の定期的な見回りなどでございます。農業委員は、この活動を確実に実施することが重要となっており、活動日数の目標を月6日と定めております。そして、活動の成果は活動記録カードに記入して記録しておくことになっております。

一番上の表、1、最適化活動の成果目標は、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消等、(3)新規参入の促進の3つです。調布市は市街化区域農地のみですので、活動目標は、(2)遊休農地の解消等だけとなりますが、昨年度、遊休農地は発生しておりませんので、令和

7年度の目標、実績ともにゼロヘクターでございます。

真ん中の表、2、最適化活動の活動目標については、農業委員は20人、推進委員等が最適化活動を行う日数、月6日に対し、実績は、皆さんに頑張ってもらいまして、7.02日でございます。

以上を踏まえまして、一番下の表、3、点検・評価結果につきまして、20人全員が遊休農地の発生防止という目標に対して、期待どおりの結果が得られたという評価になってございます。

なお、この結果につきましては市のホームページで公表するとともに、東京都にも報告いたします。

その他報告事項(1)についての説明は以上でございます。

その他報告事項(2)、次回総会の日程を記載させていただいております。こちらの日程でまた御出席いただければと思っております。

説明は以上となります。

○議長　それでは、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて第24期第16回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。

閉会　午後3時26分

調布市農業委員会議事規則第53条の
規定によりここに署名押印します。

年 月 日

議長

署名委員

13番委員

14番委員